

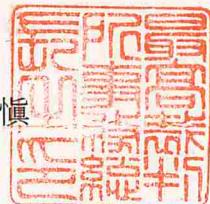
最高裁秘書第645号

令和3年3月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和3年2月2日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について（平成23年12月27日付の最高裁判所民事局第二課長及び家庭局第一課長の事務連絡）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第692号

令和3年3月12日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について（平成23年12月27日付  
の最高裁判所民事局第二課長及び家庭局第一課長の事務連絡）

2 苦情の申出がされた日

令和3年2月5日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）謝問第39号

(2) 謝問日

令和3年3月8日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第 693 号

令和 3 年 3 月 12 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和 2 年度（最情） 諮問第 39 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

令和3年3月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「テレビ会議システムのIPネットワーク化後の事務の取扱いについて」（平成24年12月18日付け事務連絡）からすれば、開示を求めた司法行政文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について（平成23年12月27日付の最高裁判所民事局第二課長及び家庭局第一課長の事務連絡）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年2月2日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示の申出を受けて、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書を発見することはできず、存在しなかった。

苦情申出人は、平成24年12月18日付け民事局第一課長、家庭局第一課長、総務局第三課長、経理局主計課長、同用度課長、同監査課長事務連絡「テレビ会議システムのIPネットワーク化後の事務の取扱いについて」に本件開示申出文書の標題等が記載されていることから、本件開示申出文書は存在する旨主張している。しかし、現存するファイル管理簿及び廃棄簿を確認したが、

本件開示申出文書について保存や廃棄の記録は存在しなかった。このことから、  
本件開示申出文書が事務処理上 1 年以上の保存を要しない司法行政文書（平成  
24 年 12 月 6 日付け最高裁秘書第 003545 号事務総長通達「司法行政文書の管  
理について」記第 4 の 3 の(4)に定める文書（短期保有文書）に相当するもの）  
として作成され、その後廃棄された可能性が考えられるが、現在においてはそ  
の内容を含め、作成から廃棄に至る経緯を確認することはできない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していない。

(2) よって、原判断は相当である。